

～介護保険のしくみ～

介護保険制度は、2000年度に創設されましたが、その後高齢化の進展によって、17年間で、第1号被保険者数は1.6倍、サービス利用者は3.3倍に増加しています。わたしたちの生活に欠かせない介護保険制度について、そのしくみを簡単にご説明します。

健保だより

令和元年7月12日号

※ダイワボウ労働組合「組合新聞」第1035号
(令和元年7月10日発行)に掲載の
「健保とあなた」と同じ内容です

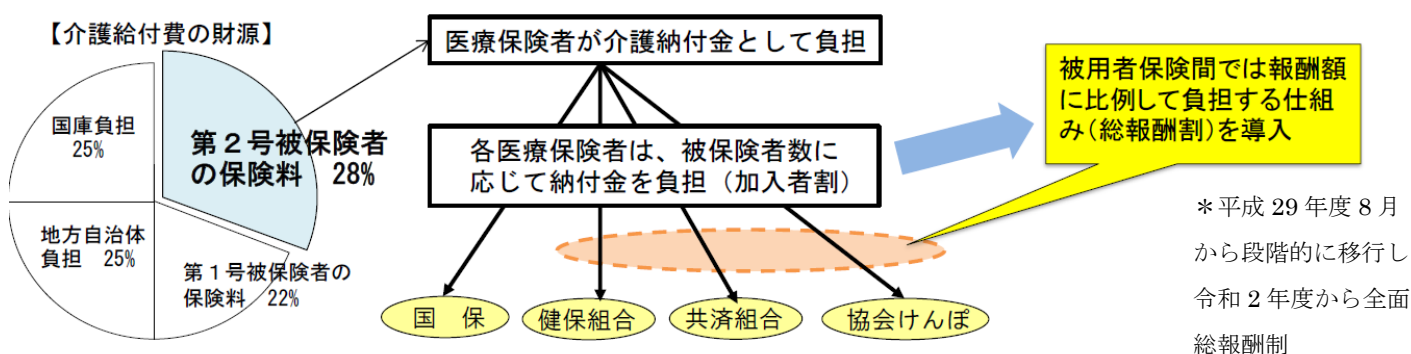
<介護保険の被保険者>

介護保険の被保険者	対象	保険料納付先
第1号被保険者	日本に住所を有する65歳以上の方	市町村
第2号被保険者	日本に住所を有する40歳～64歳までの被保険者、被扶養者	加入している医療保険者(協会けんぽ、健康保険組合等)

* 当組合の被扶養者(被保険者の扶養家族)については、介護保険料は徴収されません。

<介護保険料>

○健康保険組合に加入する第2号被保険者の介護保険料は、法令により健康保険組合が毎年定めることになっています。被保険者から徴収した介護保険料(事業主が半額負担)を介護納付金として社会保険診療報酬支払基金(支払基金)に一括納付し、そこから市町村に交付されます。



<介護サービス>

○介護保険の保険者(市町村)は、保険料(5割)と税(5割)を財源に、在宅、地域密着型、施設に係る各サービスの利用の7割～9割をサービス事業者に支払い、サービスを利用する介護保険の被保険者は、1割～3割を自己負担します。



(参考資料:「介護納付金のしくみ 令和元年度賦課ベース版」

健康保険組合連合会 企画部政策グループ)